

# 尼崎市男女共同参画計画の平成20年度実施状況調査報告

## はじめに

尼崎市では、平成17年12月に「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」が制定され、この条例の理念を具体化し、男女共同参画施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、平成19年4月に「尼崎市男女共同参画計画」が策定された。

計画の推進にあたっては、実効性を確保するため、男女共同参画審議会において、毎年度その進捗状況の点検を行うこととなっている。

今回は、平成19年度から5年間の計画期間の2年目にあたる平成20年度の事業の実施状況、数値目標の進捗状況について、調査結果をもとに点検を行ったものである。

なお、今後さらに男女共同参画社会づくりに関する取り組みを推進していくためには、職員一人ひとりが条例の理念と計画の内容を理解し、計画掲載事業の中で男女共同参画社会づくりの促進に直接関係する施策はもとより、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策についても、男女共同参画の視点を明確に意識しつつ実施していくことが必要であり、一層の推進に努められたい。

## 調査報告

### 1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶

- ・ 福祉事務所の婦人相談員による相談件数は増加傾向にあり、その中でDVに関連する相談が占める割合は大きい。市民と行政関係者の関心と自覚を高め、引き続き関係機関と連携して、解決への取り組みを強めていく必要がある。また、生活困窮についての相談が増加している状況については、今後、男女共同参画の視点からも分析、対応をしていく必要がある。【 1143】
- ・ 外国語による男女共同参画関連情報について、市の窓口やアクセス方法等の基礎的情報の提供を進めていく必要がある。【 1314】

### 主な実施状況

- ・【 1143】 婦人相談員による相談件数 907件（内DV：320件、生活困窮：142件）  
19年度相談件数 779件（内DV：407件、生活困窮：49件）

## 2 社会の制度・慣行等の見直し

- ・ 男女混合名簿の実施については、その意義を周知徹底し、その完全な実施を図られたい。【 2123】
- ・ 学校教育における情報教育の推進について、男女共同参画の視点を明確にして進めていく必要がある。【 2125】
- ・ 地域コミュニティグループについては、今後とも男女共同参画づくりに取り組むグループの掘り起こしと積極的支援を図られたい。【 2252、 3232】
- ・ 申出処理制度については、申出実績がないことから、ホームページへのアクセス方法の改善などの工夫を講じたことについては評価できる。しかし、なお一層の市民への周知が必要である。【 2261】

### 主な実施状況

- ・【 2123】男女混合名簿の実施状況  
幼稚園： 18 / 18 園（19年度：18 / 18 園）  
小学校： 35 / 43 校（19年度：30 / 43 校）  
中学校： 7 / 20 校（19年度： 7 / 20 校）  
高等学校： 4 / 5 校（19年度： 4 / 5 校）
- ・【 2252、 3232】チャレンジまちづくり事業による地域コミュニティグループへの補助 81 団体（内男女共同参画社会づくり関連：11 団体）

## 3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大

- ・ 市政出前講座において、男女共同参画についての講座申込みがない状況について、講座メニューの表現やカテゴリー分けについて、市民により興味をもってもらう工夫を図られたい。【 3121】
- ・ 社会福祉協議会の女性役員の比率について、地域にばらつきがあることから、各種地域団体に対して役員への女性の登用推進に理解と協力依頼を進められたい。【 3122】
- ・ 女性職員の管理職への登用推進については、数値だけの問題ではなく、働き方全般に関わるものであり、職員のワーク・ライフ・バランスを進めていく必要がある。【 3132】
- ・ 「尼崎市特定事業主行動計画」の推進に関して、出産補助休暇を取得する男性職員が増加し、女性の出産に男性がより関わるようになったことについては評価できる。今後とも休暇制度等の充実により、職場全体で子育て世代を支える風土づくりに取り組まれたい。【 3134】
- ・ 女性職員の能力開発について、他都市では女性の管理職のグループが先輩として次の世代へつなげていくインフォーマルな相談体制を確立している事例もあることから、そういった内部の体制づくりにも目を向けられたい。

また、市長が直接職員と交流し、女性職員のキャリアアップの推進を図る取り組みも検討されたい。【 3221】

#### 主な実施状況

- ・【 3132】女性職員の管理職への登用状況  
女性管理職（主任級以上） 483人（全管理職：1,787人）
- ・【 3134】育児関連休暇等制度の利用状況  
育児休業 16人（男性：4人、女性：12人）  
19年度：15人（男性：0人、女性：15人）  
出産補助休暇 22人（取得可能者：25人） 取得率：88.0%  
19年度：14人（取得可能者：48人） 取得率：29.2%  
男性の育児のための休暇 6人（取得可能者：25人） 取得率：24.0%  
19年度：23人（取得可能者：48人） 取得率：47.9%  
子の看護休暇 72人（男性：39人、女性：33人）  
19年度：75人（男性：42人、女性：33人）

#### 4 ワーク・ライフ・バランスの確立

- ・労働センターの労働資料室については、働く男女や企業、事業主、労働団体等へのワーク・ライフ・バランス啓発のための効果的な活用方法を検討する必要がある。【 4131、 4311、 4321、 4411、 4421】
- ・児童ホームの待機児童対策については、財政状況が厳しい中で定員増や建て替えを進めていることは評価できる。引き続き推進されたい。【 4147】

#### 主な実施状況

- ・【 4147】児童ホームの状況  
児童ホーム 43ホーム 1,779人入所（H20.4.1） のべ利用者数：355,723人  
19年度：43ホーム 1,759人入所（H19.4.1） のべ利用者数：346,937人  
定員増のための建て替え等：2ホーム  
定員増（暫定）：8ホーム  
定員の弾力化：15ホーム

#### 5 女性の生涯にわたる健康の確保

- ・学校等における有害情報の規制としてフィルタリングを行った結果、性教育の情報についても排除されており、児童・生徒が主体的に性教育について学ぶことができない環境にあるのではないかと危惧される。【 5113】

## 主な実施状況

- ・【 5113】学校等におけるインターネット上の有害情報の規制  
 有害情報コンテンツフィルタのカテゴリー拡張 86 項目  
 19 年度：56 項目

## 実施事業数

	平成 20 年度			平成 19 年度		
	実施	未実施	その他	実施	未実施	その他
1 男女の人権の尊重と女性に対する暴力の根絶	42	0	1	40	2	1
2 社会の制度・慣行等の見直し	20	0	0	20	0	0
3 政策・方針の企画・決定における女性の参画拡大	13	0	0	13	0	0
4 ワーク・ライフ・バランスの確立	37	0	0	37	0	0
5 女性の生涯にわたる健康の確保	12	0	0	12	0	0
計	124	0	1	122	2	1

1314 外国語での男女共同参画関連情報の提供（19 年度：未実施 20 年度：その他 1）

1 市が直接の実施主体ではなく、国が作成したホームページへのリンクを構築した。

1322 性的マイノリティの人権啓発の実施（19 年度：未実施 20 年度：実施）

1512 特定施設（公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設）の環境整備（19 年度：その他 2 20 年度：実施）

2 19 年度は、県条例及び市要綱に基づく届出の受理・審査等を実施したのみ。20 年度は整備事業に対し補助金を支出した。